

- 捕捉困難な企業等（インターネット活動中心の企業など）を捕捉するトリガー情報としてICT系企業などの名簿（インターネットから入手可能なものなど）を活用
- 専従の従業員がおらず企業として自前の設備を有していない企業など事業所の定義に合致しないものについても収録（確認結果を踏まえ必要なフラグを付与）

### 捕捉困難な企業等

- ✓ インターネットショッピング、通信販売、カタログ販売等を事業の主体としているもの
- ✓ 企業間取引、企業向けICTサービスを事業の主体としているもの

など

### 上記企業等を捕捉するためのトリガー情報

- ✓ ICT系企業などの名簿（インターネットから入手可能なものなど）
- ✓ 国税庁法人番号公表サイトから提供されるデータ
- ✓ 商業・法人登記情報

など

### ローリング調査

- マンションの一室等を事務所にしておりような小規模な事業所をトリガー情報に基づき現地で確認



### プロファイリング活動

- 大企業等については、企業グループのトップに位置する企業に直接照会するなどして、具体的な活動内容を詳細に確認



### 事業所母集団データベース

- 事業所の定義に合致しないものについても収録するなど、母集団情報の更なる充実を図る

※ 日本標準産業分類一般原則 第2項 事業所の定義（抜粋）

- (1) 経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。
- (2) 財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。